

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十五第一号の規定に基づき、避雷設備について雷撃によつて生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

避雷設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十五第一号の規定に基づき建設大臣が定める構造方法は、日本工業規格「建築物等の避雷設備（避雷針）（JIS A 42101 一九九二）」に適合する構造のものとする。

附則

昭和五十六年建設省告示第千八号は、廃止する。